

令和6年第7回（12月）上越市議会定例会

農政建設常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第129号	上越市食料・農業・農村基本条例の一部改正について	農政課	1～2
議案第133号	上越市大島堆肥センター条例の廃止について	農政課	3
議案第114号	令和6年度上越市一般会計補正予算(第6号)	農林水産整備課	4～8

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 2 9 号
提 出 課	農政課

上越市食料・農業・農村基本条例の一部改正について

1 改正理由

食料・農業・農村基本法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うなど、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 食料・農業・農村基本法の引用条項を改める。（第2条、第21条関係）
- (2) その他文言を整備する。

3 施行期日

公布の日

4 上越市食料・農業・農村基本条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（食料、農業及び農村の在り方についての基本理念） 第2条 食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることに鑑み____、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率の向上及び不測の事態への対応にも貢献することを目標に、安全な食料を安定的に供給することにより、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。 2 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全（上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号）第2条第2項に規定する地球環境保全をいう。）に配慮した農業の自然循環機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する自然循環機能をいう。以下同じ。）が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られなければならない。 3 農村は、市の将来都市像とするみどりの生活快適都市にふさわしいものとなるよ	（食料、農業及び農村のあり方についての基本理念） 第2条 食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることに<u>かんがみ</u>、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率の向上及び不測の事態への対応にも貢献することを目標に、安全な食料を安定的に供給することにより、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。 2 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全（上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号）第2条第2項に規定する地球環境保全をいう。）に配慮した農業の自然循環機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「法」という。）第4条_____に規定する自然循環機能をいう。以下同じ。）が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られなければならない。 3 農村は、市の将来都市像とするみどりの生活快適都市にふさわしいものとなるよ

改 正 案	改 正 前
う、農村の持つ多面的機能（法第4条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）を活用した生産、生活及び定住の場として調和のとれた空間とならなければならない。 （食品産業の健全な発展） 第11条 市は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み____、その健全な発展を図るため、食品産業と農業、流通、試験研究機関等との連携に必要な施策を講ずるものとする。 （自然循環機能の維持増進等） 第12条 略 2 市は、環境の保全の重要性に鑑み____、農業による環境への負荷（上越市環境基本条例第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。）の低減を図るため、農薬の使用縮減の推進その他必要な施策を講ずるものとする。 （農地の確保等） 第14条 略 2 略 3 市は、市街地にある農地が防災及び環境の保全に果たす役割の重要性に鑑み____、その保全その他必要な施策を講ずるものとする。 （中山間地域等への支援） 第21条 市は、中山間地域等（法第47条第1項に規定する中山間地域等をいう。）の多面的機能の確保を図るため、適切な土地利用の調整及び生産調整における地域内調整に配慮し、農業生産活動が持続的に行われるようにするための支援その他必要な施策を講ずるものとする。	う、農村の持つ多面的機能（法第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）を活用した生産、生活及び定住の場として調和のとれた空間とならなければならない。 （食品産業の健全な発展） 第11条 市は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、食品産業と農業、流通、試験研究機関等との連携に必要な施策を講ずるものとする。 （自然循環機能の維持増進等） 第12条 略 2 市は、環境の保全の重要性にかんがみ、農業による環境への負荷（上越市環境基本条例第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。）の低減を図るため、農薬の使用縮減の推進その他必要な施策を講ずるものとする。 （農地の確保等） 第14条 略 2 略 3 市は、市街地にある農地が防災及び環境の保全に果たす役割の重要性にかんがみ、その保全その他必要な施策を講ずるものとする。 （中山間地域等への支援） 第21条 市は、中山間地域等（法第35条第1項に規定する中山間地域等をいう。）の多面的機能の確保を図るため、適切な土地利用の調整及び生産調整における地域内調整に配慮し、農業生産活動が持続的に行われるようにするための支援その他必要な施策を講ずるものとする。

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 3 3 号
提 出 課	農政課

上越市大島堆肥センター条例の廃止について

1 廃止理由

現在、利用を休止している大島堆肥センターについて、今後も利用が見込めないことから、供用を廃止するもの

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

＜参考＞施設の概要

施 設 名 称	大島堆肥センター
所 在 地	上越市大島区棚岡 1388 番地 1
構 造	鉄骨造 1 階建て
延 床 面 積	139 m ²
設 置 年 度	平成 5 年度
設 置 目 的	籾殻を有効利用して堆肥製造を行う場を提供することにより、有機農作物の普及を図り、もって農業の振興に資するため。

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 1 4 号
提 出 課	農林水産整備課

歳出科目（P46～P47）	11 款 1 項 1 目	農地、農業用施設災害復旧費
---------------	--------------	---------------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
農地、農業用施設災害復旧費	153,277	62,800	216,077

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
県支出金	32,500	工事請負費	62,800
市債	15,700		
一般財源	14,600		

【補正理由】

昨年 10 月の大雨に伴う名立区杉野瀬地内の地すべりの復旧に要する経費のほか、本年 4 月に発生した安塚区高沢地内の融雪に伴う地すべりについて、水抜き対策に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(実施内容)

地区名		区 分	事業費	実施内容
名立区	杉野瀬	地すべり	50,000	農道復旧 L=26m
安塚区	高沢		12,800	農道高沢線 応急水抜き対策 N=1 箇所
合 計			62,800	

(歳入)

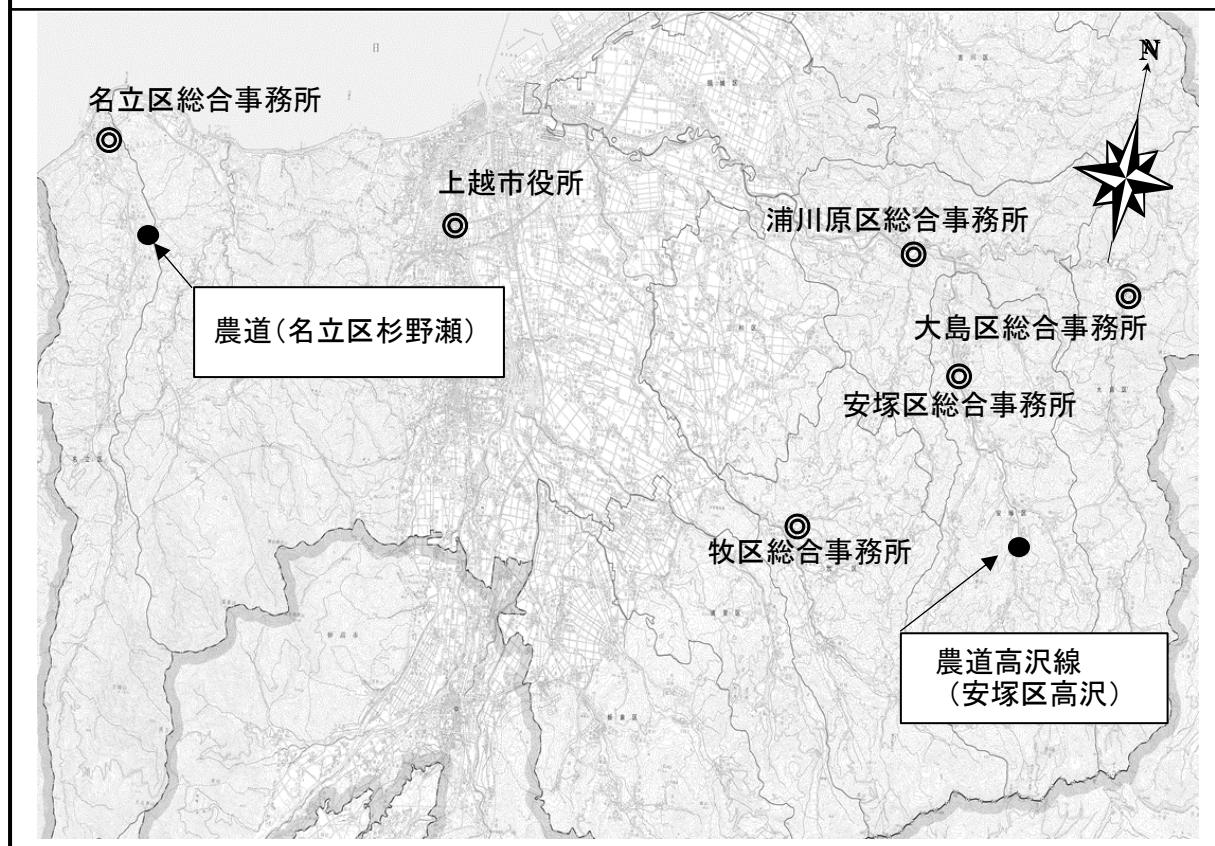
項 目	補 正 前	補 正 額	補 正 後
県支出金	43,822	32,500	76,322
市債	16,300	15,700	32,000
一般財源	85,540	14,600	100,140

(歳出)

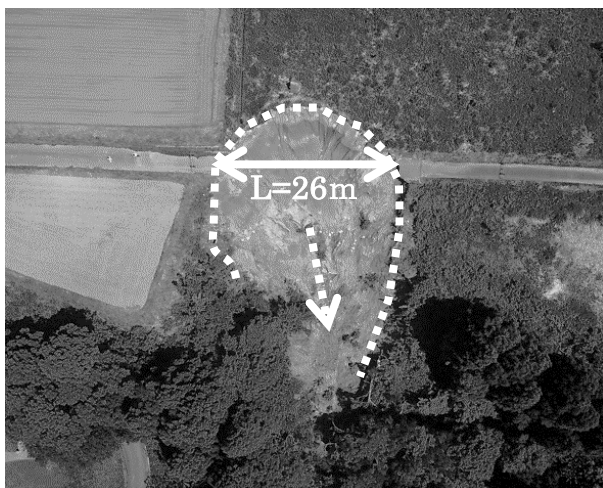
項 目		補 正 前	補 正 額	補 正 後
工事請負費	災害復旧工事	109,960	62,800	172,760

位置図

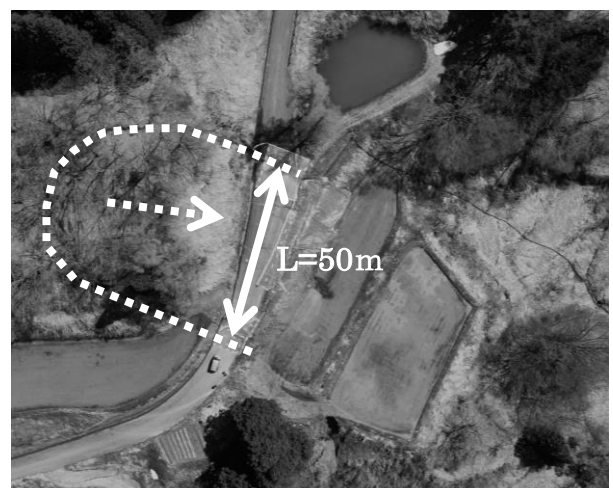
(名立区、安塚区)



○被災状況



地すべり災害 農道(名立区杉野瀬地内)



地すべり災害 農道(安塚区高沢地内)

債務負担行為の補正について

1 内 容

令和 7 年度に予定する松くい虫の駆除について、当該年度中の早期に作業を実施するため、新たに債務負担行為を設定するもの

2 限度額

54,583 千円

3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期 間	金 額
令和 6 年度	0
令和 7 年度	54,583
合 計	54,583

4 実施概要等

地 区	施工地	実施内容
合併前上越市	西ヶ窪浜ほか	伐倒駆除
柿崎区	上下浜ほか	
大潟区	雁子浜ほか	

債務負担行為の補正について

1 内 容

令和 5 年 7 月の豪雨により被災した牧区棚広地内の農業用水路について、令和 7 年度の営農前までに仮設工事を実施するため、新たに債務負担行為を設定するもの

2 限度額

4,927 千円

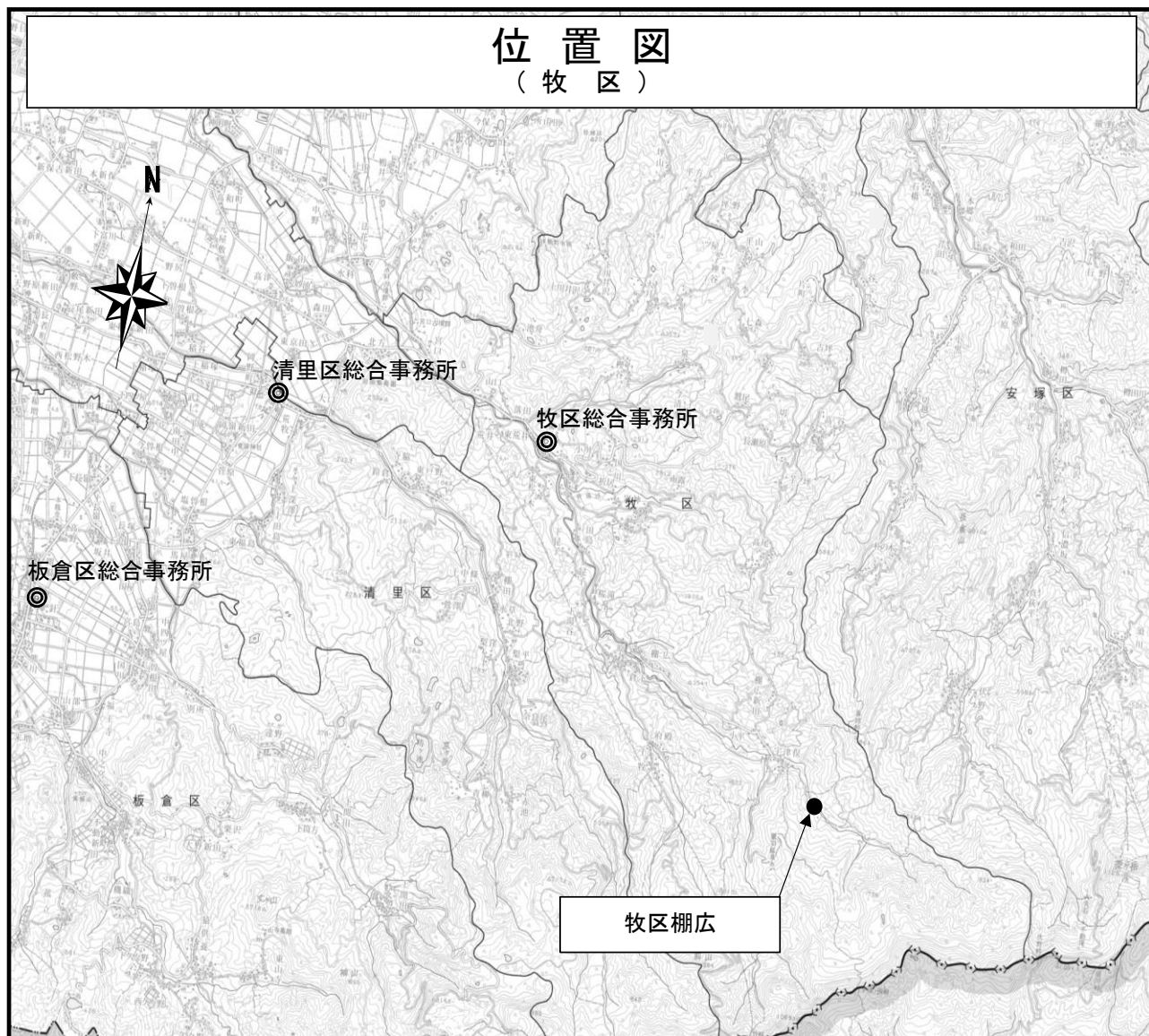
3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期 間	金 額
令和 6 年度	0
令和 7 年度	4,927
合 計	4,927

4 実施概要等

地 区	施工地	実施内容
牧区	棚広地内	農業用水路仮設工事 取水用ポンプ設置 N=1 式



○被災状況



棚広下江用水路（取水口）



棚広下江用水路（取水用ポンプ設置）